令和元年度(2019年度)行政監査結果報告書の概要

1 監査結果報告

北海道監査委員監査基準に準拠し、地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査を実施し、 監査の結果に関する報告を決定した。

2 監査のテーマ

自動体外式除細動器(AED)の設置、管理等について

3 監査の目的等

AEDは、心停止者が発生した場合に使用されることで、その救命や社会復帰の点で優れた効果があるとされている医療機器であり、非医療従事者による使用が認められたことから、道の施設でも多数設置されている。

一方で、AEDは、適切な設置、管理が行われなければ人の生命や健康に重大な影響を与える おそれのある医療機器であることから、これまで厚生労働省から各都道府県知事宛てに、適切な 管理等の実施に関する通知がされている。

こうしたことから、道の施設において、AEDが使用される際に、管理不備等により重大な事象が生じることのないよう、その設置、管理等について、次の点に着眼して監査を実施した。

- (1) AEDの設置は適切に行われているか。
- (2) AEDの管理は適切に行われているか。
- (3) AEDの操作方法の習得は適切に行われているか。

4 監査の対象

(1) 対象部局

全部局(道立病院等を除く。) 414部局

(2) 対象としたAED

道の施設に設置されているAED(道立病院等を除く。)

5 監査の方法

監査対象部局に調査票の提出を求め、これを踏まえ、定期監査と同時に監査を行った。

6 監査の結果

着 眼 点	是正又は改善を要する事項	件 数
(1) AEDの設置は適切に行 われているか。	是正又は改善を要する事項はなかった。	_
(2) AEDの管理は適切に行 われているか。	○ 耐用期間を超過したAEDを設置しているもの。○ 使用期限が切れた消耗品を交換していないもの。○ AED本体又は収納ケース等に消耗品の使用期限の表示ラベルを取り付けていないもの。○ 表示ラベルに消耗品の交換時期等を記載していないもの。	32部局 41施設 46台 13部局 13施設 13台 10部局 12施設 15台 8部局 8施設 8台
(3) AEDの操作方法の習得は適切に行われているか。	是正又は改善を要する事項はなかった。	_

7 監査委員の所見

- 道の施設に設置されているAEDの設置情報について、様々な手法により、道民への周知を 徹底するよう努めることが望ましい。
- 道の施設に設置されているAEDが正しく安全に使用できるよう、定期的に点検を行い、適切な維持管理を徹底されたい。
- AEDを設置する道の施設においては、心停止者に対する救急救命が求められる機会が、いっ、どのようなときにも生じ得ることを念頭に置き、できる限り多くの職員がAEDの操作方法に関する講習を受講し、使用に万全を期すことが望ましい。
- 道の施設においてAEDを使用した実績があったことからも、適切な維持管理により、道の 施設に設置されているAEDが正常かつ安全に使用されるよう強く望むものである。